

水田飼料作物利用供給契約書

飼料作物供給者 鶴岡一郎 と、畜産農家 鶴岡二郎 とは、水田において生産する飼料作物について、下記の条項により利用供給の契約を締結する。

(飼料作物の種類)

第1条 飼料作物の種類は、イタリアンライグラス とする。

(生産面積)

第2条 供給する飼料作物の生産面積は、7, 930m² とし、生産は場は別紙「水田飼料作物利用供給計画書」に記載のとおりとする。

(供給量)

第3条 供給量は、おおむね 3, 200kg とする。

(供給時期)

第4条 飼料作物を供給する時期は下記のとおりとする。

令和	<u>8</u>	年	<u>7</u>	月	<u>上</u>	旬
令和	<u>8</u>	年	<u>9</u>	月	<u>下</u>	旬
令和	_____	年	_____	月	_____	旬

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項については、飼料作物供給者と畜産農家が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、飼料作物供給者と畜産農家が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 8 年 3 月 1 日

飼料作物供給者

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴 岡 一 郎

印

畜産農家

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴 岡 二 郎

印

※ 飼料用米、WCS稻、稻SGSについては、本契約書を提出する必要はありません。

① 飼料作物を畜産農家に供給し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、畜産農家名を記入してください。
- ・ 本契約書の写しとともに、次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

② 飼料作物を自家利用し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『自家利用』と記入してください。
- ・ 次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

③ 飼料作物を栽培するが、水田活用の直接支払交付金を申請しない方（未収穫等）

- ・ 営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『対象外』と記入してください。